

4-7 浄化槽をしばらく使用しない場合どうすればよいですか。

1 浄化槽の使用の休止

令和元年6月の浄化槽法改正により、浄化槽の休止制度が新設され、令和2年4月1日から施行されました。

この制度は、空き家になっている等の理由により、長期間（概ね1年以上）浄化槽の使用を休止する場合の手続きを定めたものです。

この休止の手続きを行うことで、使用休止期間内の法定検査（11条検査）や保守点検・清掃が免除されます。

※ 下水道接続等により浄化槽は撤去しないが今後使用をする予定がない場合は、浄化槽の休止ではなく、浄化槽の廃止として取り扱います。（浄化槽の廃止は必ずしも浄化槽の撤去を伴うものではありません。）

2 浄化槽の休止の手続きの流れ

(1) 清掃の実施

休止前には、浄化槽の清掃を行う必要があります。通常のコストとは内容が異なりますので、あらかじめ浄化槽清掃業者へ相談してください。

(2) 休止届出書の提出

浄化槽法に基づく「浄化槽使用休止届出書（別紙様式第一号）」に「清掃の記録」を添付して、設置場所を所管する新潟県地域振興局健康福祉（環境）部等※に提出してください。

3 浄化槽の使用を再開する場合

上記手続きにより使用を休止している浄化槽について、使用を再開する場合は、浄化槽法に基づく「浄化槽使用再開届出書（別紙様式第一号の二）」の提出が必要です。

使用を再開した日から30日以内に、設置場所を所管する新潟県地域振興局健康福祉（環境）部等※に提出してください。

なお、浄化槽の機能維持のため、使用の再開にあたっては、必要な保守点検を行ってください。

※ 新潟市及び権限委譲市町村では、各浄化槽担当部署が届出の窓口となります。

協会のホームページの「協会会員専用」サイト→「各市町村浄化槽担当窓口」を参考とってください。

様式第一号（第九条の三関係）

浄化槽使用休止届出書	
	年 月 日
新潟県知事 殿	
届出者	
住所	
氏名	
印	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号	
<p>浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたので、浄化槽法第 11 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
1 設置場所の地名地番	
2 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
3 清掃の年月日	年 月 日
4 休止の予定年月日	年 月 日
5 休止の理由	
6 再開の予定年月日	
7 消毒剤の撤去	撤去の実施年月日 年 月 日
	撤去を実施した者の氏名又は名称
※ 事務処理欄	
<p>（注意）</p> <p>1 ※欄には、記載しないこと。</p> <p>2 欄は、該当する事項を○で囲むこと。</p> <p>3 4 欄は、電気又は水道の使用をやめる予定の年月日を踏まえて記載すること。</p>	

備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第一号の二（第九条の四関係）

<p style="margin: 0;">浄化槽使用再開届出書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">新潟県知事 殿</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">届出者</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">住所</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">氏名</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">印</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">電話番号</p>	
<p>浄化槽の使用を再開したので、浄化槽法第 11 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
1 設置場所の地名地番	
2 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
3 使用再開年月日	
4 再開の理由	
※ 事務処理欄	
<p>（注意）</p> <p>1 ※欄には、記載しないこと。</p> <p>2 欄は、該当する事項を○で囲むこと。</p>	

- 備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。